

本案ニ審問スルニ付、同法ニ審問セザルニ付、其ノ間ハ、常同ハ、
案モ出スニ答ヘ、其ノ間、同法ニ審問セザルニ付、其ノ間ハ、
審問セ、其ノ間、同法ニ審問セザルニ付、其ノ間ハ、
平共ハ、同法ニ審問セザルニ付、其ノ間ハ、
同法ニ審問セザルニ付、其ノ間ハ、
同法ニ審問セザルニ付、其ノ間ハ、

聯合モ審問セズ事出ルハ、聯合モ審問セズ事出ルハ、
同法ニ審問セザルニ付、其ノ間ハ、
同法ニ審問セザルニ付、其ノ間ハ、
同法ニ審問セザルニ付、其ノ間ハ、
同法ニ審問セザルニ付、其ノ間ハ、
同法ニ審問セザルニ付、其ノ間ハ、

五二

- 四一 強志社ニモスルニ付、聯合ハ、強志社ニ付、
三 自由同出テ主義ニスルコト

財團法人協同會大阪支所

ンナ前例ガナイカラ労働者ニ諮問セナイト答ヘタト述ベタ。
桂ハ「今度出ス法案ハ羊頭ヲカ、ゲテ狗肉ヲ賣ル類デアル、組合
ヲ法人トシテ民法上ノ責任ヲ課スル事、會計報告ヲ強要スルコト
地方長官ガ労働組合ノ決議ヲ取消ス事ヲ得等ノ條項ハ明ニ資本案
擁護デアル、労働法案ニ就イテ政府ハ資本案ニ協議スルガ労働者
ニ何等ノ發言權ヲ與ヘナイノハ政府ハ労働者ヲ闘打チニスル様ナ
モノデアアル、我々ハ組合法案ニ對スル態度ヲ聲明シ中央委員會ヲ
激勵シテ有害ナ條項ヲ除ク様ニシタイ」ト獅子吼シタ。
柴田（神戸）ハ中央委員會ガ希望スル條項ヲ徹底サセバヨイデハ
ナイカト云フタノニ對シテ、桂（京都）ハストライキ權ノ確立ノ
一條項ヲ入レテ貰ヒタイト述ベタ、奥田（神戸）ハ大正八年ノ内
務省案ヲ握リツブシタノハ組合ノ力デアツタ、我々ハ組合ノ威力
ヲ徹底的ニ政府ノ組合法案ニ反對シタイト絶叫シタ。
田井（大阪）ハ「治安警察法ノ撤廢ストライキ權ノ確立ヲモ入レ